

内子町役場 ☎0893(44)2111  
内子分庁 ☎0893(44)2112 / 小田支所 ☎0892(52)3111  
内子町ホームページ ☐http://www.town.uchiko.ehime.jp/

### 10月は「骨髄バンク推進月間」

骨髄移植を必要とする一人でも多くの患者さんを救うために、骨髄バンクへのドナー登録にご協力をお願いします。

#### 【問い合わせ】

○八幡浜保健所  
☎0894(22)4111

### 雇ったら入ろう、労働保険

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労働保険・雇用保険)に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に加入促進に努めています。

また11月1日は、労働保険料の第2期分の納付期限となっております。関係事業主の皆さんには10月16日ごろ納付書を送付しますので、期限内に納付をお願いします。

#### 【問い合わせ】

愛媛労働局労働保険徴収室  
☎089(935)5202

### 女性に対する暴力をなくそう

毎年11月12〜25日に「女性に対する暴力をなくす運動」が行われます。

女性に対する暴力の一つに「配偶者からの暴力」があります。一人で悩まないで、ご相談ください。相談は無料です。匿名による相談も受付ます。秘密は厳守します。

#### 【相談・問い合わせ】

○愛媛県婦人相談所  
☎089(927)3490

※受付は、月〜金曜日

○愛媛県女性総合センター  
☎089(926)1644

※受付は、火〜日曜日

○愛媛県警察本部  
☎0120(31)9110

○住民福祉課 保健福祉班

### 男女共同参画ヤングリーダーミーティング

男女共同参画社会の実現に向けて行政と県民の連携・協働を推進するため、地域で活躍するヤングリーダーと県・市町が地域の課題などを語り合うミーティングを開きます。

### 中小企業を支援する共済制度があります

#### ●小規模企業共済制度

個人事業主や会社役員が事業を辞めたり退職したりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、小規模企業の経営者のための退職金制度です。

掛金は全額所得控除の対象となり、共済金も退職所得または公的年金などの雑所得扱いになります。

#### ●経営セーフティ共済

取引先の倒産などによって経営が悪化した場合に、資金の借入ができる国の共済制度

## お世話になります 人権擁護委員さん

10月1日付けで、法務大臣から、3人の皆さんが人権擁護委員に委嘱されました。

- 久保ヒロ子さん(松尾区)
- 大森里美さん(寺成区)
- 能仁壽哉さん(中川西区)

人権擁護委員は、法律に基づき委嘱された、あなたの町の相談パートナーです。

暮らしの中で、悩みや心配事、困り事などがあるときは、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

詳しくは、お近くの法務局または担当係へお問い合わせください。

- 【問い合わせ】
- 松山地方法務局大洲支局  
☎0893(50)5055
  - 住民福祉課 住民班

### 知っていますか 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の揺れが発生する前にお知らせする警報です(地震を予知して

で、掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の借入が可能です。

#### 【申込・問い合わせ】

- 内子町商工会  
☎0893(44)2166
- 中小企業基盤整備機構  
☎050(5541)7171
- ☐http://www.snrjgo.jp/kyosai/index.html

## 労働基準監督署内の課名が変更されました

厚生労働省は、10月1日から労働基準監督署内の課名を、業務内容に沿った、分かりやすい名称に変更しました。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務や受付窓口などの変更はありません。

### ●八幡浜労働監督署および宇和島労働基準監督署の変更内容

- | 現行                           | 変更後 |
|------------------------------|-----|
| ・第1課→監督課<br>(監督、庶務担当)        |     |
| ・第2課→労災・安衛課<br>(労災、安全衛生業務担当) |     |

【問い合わせ】  
厚生労働省 愛媛労働局  
☎089(935)5200

### 子どもに関する悩み 気軽に相談ください

子ども家庭支援センター「みどり」では、厚生労働省および愛媛県の許可を受け、子育てや子どもに関する悩み、心配ごとなどの相談を受け付けています。気軽にご利用ください。

料金は無料で、秘密は厳守します。

#### 【相談・問い合わせ】

子ども家庭支援センター「みどり」  
宇和島市住吉町1丁目6・16  
☎0895(26)2282

### 薬は正しく安全に 使いましょう

○用法・用量を守りましょう  
薬の作用は使用量と深い関係があります。自分の判断で使用量や回数を増減したりせず、決められた服用方法を守りましょう。

錠剤やカプセル剤は、コップ1杯程度の水か、ぬるま湯で服用してください。液剤は、成分を均等にするためによく振ってから飲みましょう。

#### ○飲み合わせに注意

複数の薬を飲むと、作用が強くなり、副作用を生じたりすることがあります。特に高齢者は、複数の薬を併用することが増えるため、注意が必要です。

#### ○正しく保管しましょう

直射日光が当たらない涼しい場所で保管しましょう。薬が残ってしまった場合は使用期限に関わらず処分しましょう。

- 【問い合わせ】
- 愛媛県保健福祉部薬務衛生課  
☎089(912)2391
  - (社)愛媛県薬剤師会  
☎089(941)4165